(ろっぽんぎ 1ちょうめみなみ) NO . 158 六本木一丁目南地区 (組合施行)

1 計画の概要

計画地	港[港区六本木一丁目 7番地内			
 計画の概要	土地の高度利用及び有効利用を図るとともに、計画地が面する地区幹線道路の歩道整備、さらに、そ他の歩行者通路や広場等の整備、隣接地区につながる地下車路の整備を図る。				
	2	都心近接地区としてふさわし 1安全で	快適な魅力ある複合	合市街地の形成を図る。	
地区面積		約 0 . 4ha	構造	鉄筋コンクリー ト造	
階数		地上 27階 / 地下 2階	高さ	約 107m	

2 都市計画の内容

名称	六本	本木一丁目南地区第一種市街地再開発事業		施行区域面積	 	約 0 . 4ha
公共施設の 配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	面積	備考
		地区幹線道路 1号	2m【1 2m】	約 35m		☑内は全幅員 拡幅
		地区幹線道路 2号	2m【1 2m】	約 65m		拡幅
		地区幹線道路 3 号	6m【1 2m】	約90m		既設
		歩行者通路 7号	4m [4m]	約 6 0m		新設 (既存区道の再整備)
	街 区	建ぺい率	容積率	建築物の 高さの限度	壁面の 位置の限度	主要用途
建築物の整備	1			高層部 130m 低層部 12m		住宅、店舗、駐車場
		建築面積	延べ面積	容積対象)	住3	宅建設の目標
	1	約1,400㎡	約35,700㎡	約22,300㎡)	約190戸	約 28 , 800㎡
		建築敷地面積	整備計画 備考		備考	
建築敷地の 整備	1		敷地内に広場 4号を整備する。 ・壁面の位置の後退により、歩 行者空間を整備する。 敷地内に自動車通路 (一部地下式)を整備する。		・地区計画区域内にあり ・建築物の高さは、T.P.26mからによる。	
都市計画決定		平成 18年 1月 23日 港区告示第 12号				

3 地区計画 (再開発等促進区を定める地区計画)

地区名		六本木一丁目西地区					
位置		港区赤坂一丁目、六本木一丁目及び六本木三丁目各地内 面積			面積	約 7 . 3ha	
	道路	名称	幅員	延長	面積	備	考
		,	12m (内区域内 2m)	約 140m	-	 拡幅	
		: T : = = •	12m (内区域内 2m)	約 4 1 0m	-	拡幅	
主要な公共施 設の配置及び		地区幹線 道路 3号	1 2m	約430m	-	一部既設	
規模		地区幹線 道路 4号	1 2m	約160m	-	一部既設	
	その他の	広場 1号	- - -	-	約2,500㎡	上部約 1 , ² 下部約 1 , ²	1 0 0m² 1 0 0m²
	公共空地	步行者通路 1号	約 10m	約 1 6 0m		地区幹線道 の公共用通	
地区整備計画							
位置		港区赤坂一丁目	、六本木一丁目	及び六本木三丁	目各地内	面積	約 6 . 7ha
	路その他の	名称	幅員	延長	面積	備	考
		地区幹線道路 4号支線	8~ 12m	約70m		現況道路境界 幅 依幅:0~	
		広場 2号	-	-	約600㎡		
		広場 3号	-	-	約600㎡		
		広場 4号	- !	- I	約 150㎡	 	
地区施設の		緑地	-	-	約2,000㎡		
		自動車通路	約 8m	約 6 0m	-	一部地下式	
		步行者通路 2号	約 6m	約 70m	-	 	
	一施	步行者通路 3号	約 4m	約 190m		既存一部拡幅 m)	依幅:0~2
	設	步行者通路 4号	約 4m	約 9 0m	-		
		步行者通路 5号	約 4m	約 4 0m	-		
		步行者通路 6号	約 4m	約120m	- -	 	
		步行者通路 7号	約 4m	約60m	-	新設 (既存区)	道の再整備)
地区の区分	名 称	A- 1地区	A-2地区	A街区 A-3地区	A-4地区	A-5地区	A-6地区
地区の区分	面積	約0.8ha	約 0 . 7ha	約 0 . 7ha	約0.2ha	:	
建築物の容積率 最高限度	率の	540%	540%	60%	540%	700%	540%
建築物の容積率 最低限度	図	-	- 1			350%	-
建築物の建ペルの最高限度)率	-	-	-	-	5 0%	
建築物の建築面 の最低限度		-	-	-	-	200m²	

名		B街区			
地区の区分 ^称	B- 1地区	B-2地区	B-3地区		
面 	約1.0ha	約 2 . 4ha	約0.3ha		
建築物の容積率の 最高限度	780%	1,000%	700%		
建築物の容積率の 最低限度	-	_ ! _ !			
建築物の建ペい率 の最高限度	-	- !			
建築物の建築面積 の最低限度	-	-	-		
	次の各号に掲げる用途の建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律第2条第6号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く)以外の 建築物は建築してはならない。				
	(Aゾーン) 1 住宅、寄宿舎、共同住宅その他 <i>こ</i> れらに類するもの 似下 住宅等 」という)				
	2 診療所				
	3 美術館、博物館その他これらに類するもの				
	4 店舗、飲食店、事務所				
	5 供給施設、公共用通路その他の公共公益施設				
	6 巡査派出所、公衆電話その他これらに類するもの				
 建築物等の用途の	7 建築基準法第48条に基づき特定行政庁が許可した建築物				
制限	8 前各号の建築物に付属するもの				
	(Bゾーン)				
	1 店舗、飲食店、事務所				
	2 ホテル又は旅館				
	3 学習塾、華道教室その他これらに類するもの(各種学校、専修学校を含む) 4 診療所				
	4 診療所 5 住宅、寄宿舎、共同住宅その他これらに類するもの 似下 住宅等」という)				
	6 駅施設、供給施設、公共用通路その他の公共公益施設				
	7 巡査派出所、公衆電話その他これらに類するもの				
	8 建築基準法第48条に基づき特定行政庁が許可した建築物				
	9 前各号の建築物に付属するもの				
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。ただし、公共用通路、広場の用に供するデッキの部分及び歩行者の安全を確保するための施設を除く。				
	 - (1)建築物の外壁又はこれに代わる	1)建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。			
色彩その他の 意匠の制限	(2)屋外広告物は、建築物と一体的なもの若しくは歩行者空間と調和のとれたものとする。				
都市計画決定	平成 6年 4月 19日 東京都告示第 5 0 1号 都市計画決定 平成 1 1年 1 2月 1日 東京都告示第 1 3 2 0号 (変更) 平成 1 8年 1月 2 3日 東京都告示第 4 8号 (変更)				

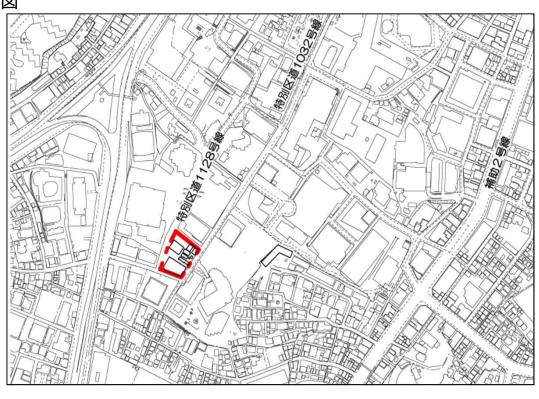
4 事業計画の概要

敷地面積	約 3 , 2 0 0㎡	建ぺい率	約38%
延べ面積	約33,540㎡ (約22,390㎡)	容積率	約700%
	地下 2~地下 1階 駐車場等	住宅戸数	約 270戸
用途	地上 1階 住宅、生活利便施設	正七厂双	ສງ 2 / U) [—]
	地上 2~ 2 7階 住宅	駐車場	約 1 4 1台
事業認可	平成 19年 5月 10日 東京都告示第 748号 平成 19年 12月 6日 東京都告示第 1556号	総事業費	約 156億円

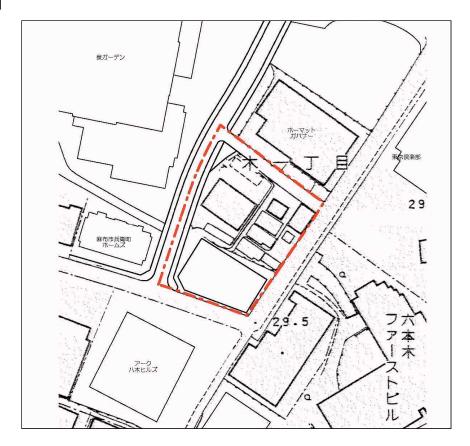
5 経 緯

左 ロ ロ	内	容
年月日		台
平成 15年 4月 15日	六ーA5まちづくD協議会発足	
平成 15年 10月 2日	六本木一丁目西A 5街区市街地再開発準備組合設立	
平成 18年 1月 23日	都市計画決定	
平成 18年 2月 16日	区域公告	
平成 19年 5月 10日	事業計画認可公告	
平成 19年 12月 6日	定款、事業計画変更認可	
平成 20年 6月 10日	権利変換計画認可	
平成 20年 6月 24日	権利変換期日	
平成 21年 10月 29日	定款、事業計画変更認可	
平成 2 1年 1 2月 1 5日	定款变更認可	
平成 2 2年 1月 1 9日	権利変換計画変更認可	
平成 2 2年 3月 2 5日	施設建築物工事着手	
平成 2 3年 1 1月 4日	定款、事業計画変更認可	
平成 2 4年 8月 3 1日	工事完了公告	
平成 26年 3月 24日	事業計画変更認可	
平成 2 6年 8月 8日	組合解散認可	

6 位置図



7 区域図



8 完成写真

